

中央区男女共同参画行動計画2018 改定の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

本区では、男女共同参画社会の実現に向け、平成30（2018）年3月に「中央区男女共同参画行動計画2018」（以下「行動計画」という）を策定し、男女共同参画推進に取り組んでいる。

令和5年3月までの5年計画とした現行動計画策定から3年余が経過し、国内外の社会情勢の変化、国・東京都等の動向などを受け、次期計画の策定に向けて新たな課題への対応が求められている。

そのため、本区における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を改定する。

2 計画の性格

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた中央区の取組を示す総合的指針とする。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画とする。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「区市町村推進計画」を包含する。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく計画を包含する。

3 計画の期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5か年

4 改定作業についての考え方

- (1) 男女共同参画社会の実現にかかる現状と課題を抽出することにより施策の方向性を明らかにし、実現性・実効性の高い計画とする。
- (2) 近年のマンション開発や東京2020大会終了後の晴海地区における開発など、ますます働き盛り・子育て世代の増加が見込まれる本区の特性を踏まえ、20万都市の将来を見据えた計画とする。
- (3) 区民を対象とする意識・実態調査や、パブリックコメントの実施により、区民のニーズや意見を反映した計画とする。

5 改定のスケジュール（案）

令和3年	8月	計画改定の概要説明	【第1回委員会】
	9月	アンケート調査実施（10～11月集計・分析）	
	12月	現計画の評価及びアンケート調査結果の報告	【第2回委員会】
令和4年	3月	計画素案（計画体系の骨子）の作成	

令和4年	4月	計画素案（たたき台）の提示	【第3回委員会】
	7月～9月	計画素案（中間のまとめ）の提示	【第4回委員会】
	11月中旬	中間のまとめ公表・パブリックコメントの実施	
	12月中旬	パブリックコメントを反映した計画案の提示	【第5回委員会】
令和5年	3月	計画の策定・公表	